

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付をしない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、会社内の異動や関連会社の出向等を経て平成〇年〇月〇日、同社の〇部Cセンター（以下「Cセンター」という。）に配属となった。同配属部署において、請求人は、会社内や関連会社の中から異動先を探すための活動やスキルアップのための英語学習等を行っていた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「うつ病」と診断され、同月〇日、E病院に転医し「不潔恐怖症・強迫性障害・PTSD・抑うつ状態」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは上司からのパワーハラスメント及び退職強要などが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F42 強迫性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病し、平成〇年〇月頃から増悪したと判断している。

一方、請求人らは、D病院E医師及びF医師の意見として、強迫性障害と抑うつ状態は別の疾病の現れであり、悪化ではなくあくまで併存であるとされていることを根拠に、平成〇年〇月に強迫性障害、平成〇年〇月に反応性うつ状態を発病したとして、上記専門部会の見解を否定している。

当審査会としては、本件の医証を精査したが、強迫性障害を発病し、その後、抑うつ状態を伴うようになることは一般に見られることであり、本件にあってもそのような事例として専門部会の意見を妥当と判断する。

(2) 上記(1)を踏まえ、「判断の要件」として引用する認定基準に照らし、請求人が本件疾病発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を検討した結果は、決定書理由第2の2の(2)のイ及びウのとおりであり、本件疾病に関与したと考えられる業務による出来事は認められないことから、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものと認めることはできない。

(3) なお、請求人らの主張を踏まえ、念のため請求人らの主張に沿って、仮に請

求人が、平成〇年〇月に強迫性障害、平成〇年〇月に反応性抑うつ状態をそれぞれ発病したものと、これら精神障害発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討したところ、以下のとおりとなる。

(4) 請求人には、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(5) 「特別な出来事以外」について

ア 請求人らは、平成〇年〇月、請求人がCセンターに配属にならなければ強迫性障害を発病することはなかったと述べ、当該配置転換が精神障害に与えた影響について強く主張する。しかし、平成〇年〇月に強迫性障害を発病したのものとしても、発病前6か月の間に当該配置転換が行われた事実は認められない。また、請求人らは、当該配置転換がひどいいじめに当たる旨主張するが、決定書理由第2の2の(2)のウの(イ)に説示するとおり、会社が請求人をCセンターに異動させたのは、請求人が会社に対し職制に見合う貢献をしていなかったことから、会社及び企業グループ内において請求人に相応しい新たな就職先を見つけることにより、請求人にその職制に見合う貢献を期待したという趣旨であり、また、請求人が主張するような晒し者扱いをされたなどの事実も客観的には認められないことなどからみて、当該配置転換を認定基準別表1の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当するものと認めることはできない。

イ また、請求人は、平成〇年〇月に抑うつ状態が顕在化し、反応性うつ状態を発病したものと述べ、平成〇年〇月に過酷な職場環境により精神的なストレスを受けたCセンターからG室に異動したことにより心理的負荷が累積し、強迫性障害に併存して反応性うつ状態の発病に至ったと主張する。しかし、平成〇年〇月に反応性うつ状態を発病したのものとしても、当該配置転換は平成〇年〇月にあり、発病前6か月の間に行われた事実は認められない。

さらに、上記配置転換を精神障害の発病前6か月間の期間に起こった出来事と仮定して、認定基準に当てはめた場合、以下のとおりとなる。

当該配置転換は、認定基準別表1の「配置転換があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するも、G室での活動は社外出向を目的とし

た活動ではあるが、いずれも専任のスタッフによるカウンセリング・アドバイス等の支援を受けながら出向先を探す活動となることや業務量の大きな増加などは認められないことなどからみて、異動元のCセンターとG室における業務に、業務内容・業務量の大きなギャップはないことから、当該出来事の業務による心理的負荷の総合評価は「中」程度となる。

(6) したがって、いずれにせよ、当審査会としては、請求人の精神障害発病前のおおむね6か月間における業務による心理的負荷の強度を「強」と認めることはできない。

なお、上記結論に当たっては、一件記録の資料を再度精査したことを念のため付言する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。